

令和5年（2023年）8月21日  
危機管理対策等調査特別委員会資料  
環境部 環境課

## 脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針の策定について

区は、「第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」において、区の事務事業から発生する温室効果ガスについて、令和12年度（2030年度）までに、平成25年度（2013年度）比で46%削減することを目指している。

また、「中野区ゼロカーボンシティ宣言」において、2050年までに区の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指している。

以上を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針を以下のとおり定めたので、報告する。

- 1 脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針  
別紙のとおり

## 脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針

### 1 目的

区は、令和3年9月に「第3次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を改定し、令和12年度（2030年度）までに、平成25年度（2013年度）比で46%の温室効果ガス排出量の削減を目指すことを定めたところである。

また、令和3年10月には「中野区ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに区の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指している。

以上を踏まえ、区有施設等の新築、改築等にあたって目指す水準を定め、脱炭素社会の実現に向けた区有施設の整備を進めていく。

### 2 基本的な考え方

中野区地球温暖化防止条例では、地球温暖化防止対策として、建築物の断熱性の向上のための措置、電気機械器具等の省エネルギー及び再生可能エネルギーを使用する設備の導入、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を掲げている。

これらを踏まえ、区有施設の整備にあたっては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に定める基準への適合を前提とした上で、以下のとおり「目指す水準」及び、水準の達成に向けた「取り組みの方向性（視点）」等を定め、今後の技術開発の動向や製品ライフサイクルの観点等も踏まえながら、区有施設の脱炭素化を推進していく。

### 3 目指す水準

#### （1）新築・改築建築物において目指すエネルギー消費性能

（ア）10,000㎡未満の建物はZEB Ready相当以上

（イ）10,000㎡以上の建物はZEB Oriented相当以上

※ZEB（Net Zero Energy Building）とは、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物であり、以下の4段階に定義されている。

○ZEB（省エネ＋創エネで0%以下まで削減）

○Nearly ZEB（省エネ＋創エネで25%以下まで削減）

○ZEB Ready（省エネで50%以下まで削減）

○ZEB Oriented（事業所・学校等については、省エネで60%以下まで削減）

※用途種別等により水準の達成が困難となった場合においても、可能な限りエネルギー消費性能の向上に努めるものとする。

#### （2）建築物の改修時

高断熱、高効率な設備の導入など、エネルギー消費性能の向上を図るための措置を講じる。

#### （3）運用段階におけるエネルギー消費性能

省エネ基準事業者クラス分け評価において、区全体でSランクを目指す。

#### 4 取り組みの方向性（視点）

##### （1）建築物の負荷低減（自然力を活用した建築設計：パッシブ技術）

建築物の設計段階において、断熱化、日射遮蔽、自然換気、自然採光の利用等の技術を活用し、周辺環境や室内環境を適正に保ち、建築物の負荷を抑制する。その上で、光や風等の自然エネルギーや、効率的に制御可能なデザイン手法を活用していく。

##### （2）高効率な設備システムの導入（省エネルギー設備等の導入：アクティブ技術）

使用する設備によるエネルギー消費量を低減するために、空調・換気、給水、照明等において高効率な省エネルギー設備を導入する。

##### （3）再生可能エネルギー等の有効活用（創エネ技術）

区有施設で使用する電力を再生可能エネルギーに切り替えるとともに、太陽光発電設備の設置など再生可能エネルギーの導入を図っていく。

##### （4）環境負荷低減の推進

庁有車の電気自動車への切替を促進するとともに、区有施設への充電設備の整備を進めていく。また、木材の循環利用促進のために区有施設への国産木材の活用を図るとともに、施設の断熱性を高めるために屋上の緑化等にも取り組んでいく。

#### 5 対象施設

本方針の策定後、新築、改築及び改修に向けた基本計画を策定する施設

#### 6 認証取得

目指す水準を達成した施設は、ZEB 化施設として認証の取得を行う。

#### 7 運用

区有施設の新築、改築にあたっては、企画段階の協議（基本計画策定前）及び設計完了後の報告を環境部長に対して行うものとする。